

オレオレ詐欺に注意

親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対して
示談金等の名目で金銭をだまし取る手口

■ その電話、本当に家族?? 息子?? ■

犯人は息子や孫等になりすまして電話を
してきます。最初に「風邪をひいて声が
変わった」「携帯が壊れて番号が変わった」
などと言い信用させた後「お金が今すぐ
必要」と話して現金を用意させます。

● 被害にあわないために！

- 電話でお金が出たら、一旦電話を切る
- 固定電話への国際電話の着信をブロック
- 携帯電話は、知らない電話を着信拒否設定
- 電話番号が変わったと言われても元の番号にかける



警察官等を騙る詐欺に注意

警察官を名乗って携帯電話に電話がかかり「あなたの口座が犯罪に利用されている」、「あなたの携帯電話が犯罪に利用されている」などと言って、通話の他にSNSやビデオ通話に誘導します。

警察官とSNSのメッセージやビデオ通話でやりとりをする警察官役の犯人は、「あなたは逮捕される」などと不安をあおり、資産状況を聞いてきます。また、「警察手帳」や「逮捕状」を見せるケースもあります。警察官役（検察官の時もあります）は、「資産を保護する」「口座を調査する」などと言って、お金を振り込むように要求します。振込の際にインターネットバンキングを利用させたり、暗号資産取引口座に振り込ませるケースもあります。

● 被害にあわないために！

- 警察官がSNSやビデオ通話で連絡を取ることはありません。
- 警視庁や他府県の警察を名乗る者からの電話があった場合は、最寄りの警察署に連絡してください。
- 電話会社や総務省などを名乗って、「携帯電話の未納料金がある」などと言ったあと、警察官役に交代するケースもあるので注意しましょう。



警視庁HP参照

問い合わせ

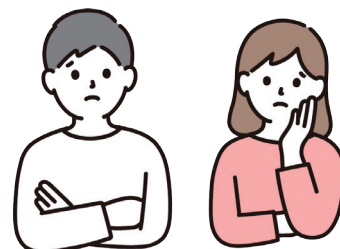
- 宇和島市役所市民協働推進室内
宇和島市消費生活センター（TEL：0895-20-1075）
- 月曜日～金曜日 9：00～16：00

宇和島市消費生活センターからのお知らせ

令和7年度、宇和島市消費生活センターで受付した相談状況

【相談件数337件 前年度より15件増加】

相談の多くはSNSの電子広告から注文した商品の定期購入トラブルや
注文した商品と異なる商品が届いたが、事業者と連絡が取れないといった
通信販売でのトラブル相談が多く寄せられました。



【相談事例】

- SNSの広告から美容液を定期購入。1回で解約できると表示されていたため、解約連絡をするが電話が繋がらない
- SNSの広告から1回お試しの化粧品を注文。2回目の商品が届いた。定期購入とは知らなかった。

トラブルに遭わないためのチェックポイント

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
(継続期間・回数・総額・解約の連絡手段を確認)
- ☐ 返品特約を確認しましたか？
(解約・返品はできますか？解約・返品の条件を確認)
- ☐ 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか？
- ☐ 利用規約の内容を確認しましたか？

令和4年6月1日に「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面で明確に表示することが義務付けられています。



「〇〇payで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう!!

ネット通販の商品代金を銀行振込や電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払に用いられていないコード決済アプリで返金を行うことは極めて不自然です。相手から「〇〇ペイで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示には従わず、消費生活センターまたは警察に相談しましょう。

注文確定し支払後に欠品になること自体不自然です!!

返金詐欺では、消費者は相手から「返金する」と言われ指示されるままにアプリを操作して、返金したつもりが相手に送金しています。このことからコード決済事業者の規約上、消費者が自身で送金しているケースでは補償を受けることが出来ませんので、注意しましょう。

問い合わせ

- 宇和島市役所市民協働推進室内
宇和島市消費生活センター (TEL: 0895-20-1075)
- 月曜日～金曜日 9:00～16:00